

大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人等名称 | 社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 大阪市住之江区御崎4丁目6番10号 |
| (3) 代表者 | 会長 中野 紀久雄 |

2 指定予定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和5年6月30日～8月31日

現地見学会 令和5年8月3日

申請書の受付期間 令和5年8月24日～8月31日

(2) 審査経過

第1回選定会議 令和5年6月21日

第2回選定会議 令和5年9月22日

(3) 申請団体

1団体 社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選 定 委 員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	45	51	42	46.00
	市費の縮減	30	30	30	29	29.67
	申請団体	5	5	5	4	4.67
	社会的責任・市の施策との整合	10	8	8	8	8.00
	合計	100	88	94	83	88.33

(5) 選定理由

大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たっては、1団体から応募があり、それぞれ具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

- ・法人としての実績を踏まえながら、前向きに取り組む姿勢及び地域特性を生かしたICTの活用や出張事業の充実などの提案内容は評価できる。
- ・今後は、60代の新規男性利用者の増加に向けて効果的で実現性の高い取組や働きかけに期待する。

4 選定委員名・役職（五十音順）

小林 依子 公認会計士

田中 昭 認定NPO法人大阪府高齢者大学校総務グループ
グループ長

藤澤 宏樹 大阪経済大学経営学部ビジネス法学科教授

（ 担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
電話：06－6208－8054 ）